



浄化槽設置整備事業に対する財政的支援の拡充

- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき琵琶湖の水質保全および改善を進めるため、循環型社会形成推進交付金等（地方創生污水处理施設整備推進交付金を含む）における浄化槽設置整備事業に対する補助制度を拡充されたい。

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

浄化槽設置整備事業の補助制度の拡充

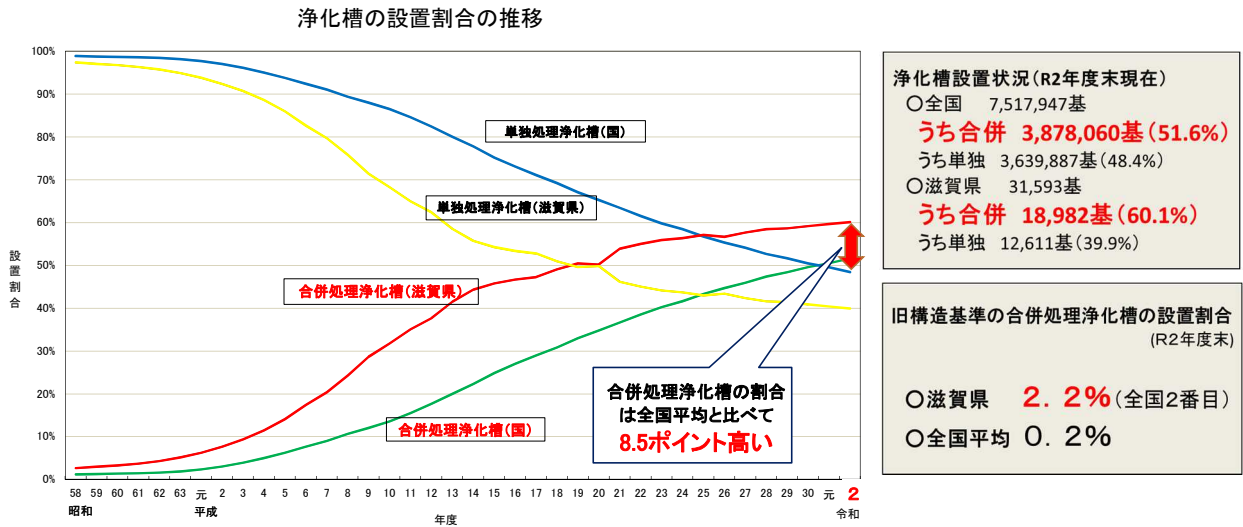
- 令和元年度から補助対象外となった合併処理浄化槽の更新に係る事業の補助対象への追加
- 令和3年12月から新たに補助対象となった市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業の見直し

2. 提案・要望の理由

- 平成28年に国が定めた「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」において、琵琶湖の水質汚濁防止のため、浄化槽を含む污水处理施設の適切な維持・管理・更新を行うよう努めるものとされている。
- 一方で、国の浄化槽設置整備事業実施要綱の改正により、污水处理未普及解消の観点から、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換に予算が重点化され、令和元年度から合併処理浄化槽の更新に係る事業が補助対象外となった。
- 令和3年12月の改正により、市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業が補助対象とされたが、浄化槽の全面的な更新は依然として補助対象外である。
- 特に老朽化した浄化槽については、長寿命化に係る改築をするよりも更新をした方が長期的なコストを抑えられる場合があり、更新を補助対象とすることで、浄化性能が高い浄化槽への更新が進むことにより、公共用水域の水質保全が期待できる。
- また、改築事業については補助対象となったものの、市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づき実施する予防保全的な改築事業が対象であり、県内市町や保守点検事業者から、個人設置型浄化槽の管理者である個人が実施することは難しいとの意見がある。
- 琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質を保全するためには、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、老朽化した合併処理浄化槽の更新または改築を推進する必要がある。

(本県の取組状況と課題)

(1) 県内の浄化槽の設置状況



- 平成8年に「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」を制定し、全国に先駆けて集合処理地域以外への合併処理浄化槽の設置を義務付けるなど早くから合併処理浄化槽の設置を推進してきた。
- 早くから合併処理浄化槽の設置に取り組んできたこともあり、本県の合併処理浄化槽の設置割合は全国平均と比べて8.5ポイント高い約60%となっている。
- 昭和56年以前に設置された旧構造基準の合併処理浄化槽の基数は令和3年3月末現在で全国平均の0.2%を大きく上回る2.2%であり、古い合併処理浄化槽の割合の高い本県においては、老朽化による機能低下が懸念される。
- また、公共下水道を使用できる住民は、下水道への接続時に受益者負担金や排水設備工事費等がかかるものの、下水道使用料の負担により更新時の費用を負担することなく汚水処理施設を使用することができる。一方、浄化槽を使用する住民は、浄化槽の設置時の工事費や排水設備工事費等の他、定期的な維持管理費用、さらには老朽化による更新に係る工事費用がかかるなど、下水道使用者に比べ負担が大きい。
- 従来、合併処理浄化槽の更新も補助対象となっており、このことが汚水処理の方式の中で市町が浄化槽を選択する前提となっていた。この前提が崩れることにより、住民の負担が増加し、更新が進まず、水質保全に影響を及ぼすことが懸念される。

(2) 県内市町の状況

- 浄化槽設置整備事業を実施している市町に対して、浄化槽管理者等から合併処理浄化槽の更新を補助対象とするよう要望が多数ある他、補助金がなくなったことにより、やむなく更新されなかった事例もある。今後も設置から相当年数が経過した合併処理浄化槽の増加が見込まれることから、影響が拡大することも懸念される。
- 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業については、個人の浄化槽管理者による計画的な改築が難しいこともあり、補助対象を予定していない市町が大半である。